

# 経営者のための法律相談Q&A その58

## 企業間トラブルにもう一つの紛争解決手段「ADR」とは

今日は、企業間トラブルの解決や災害時の紛争解決に有用な、「ADR」についてお話しします。

### ADRとは

「ADR」とは、Alternative Dispute Resolution の略で、「裁判外の紛争解決手続」のことを指します。紛争解決というと、一般には裁判所での訴訟を思い浮かべる方が多いと思いますが、裁判は、公開法廷で勝ち負けをかけて争う手続であり、一般に費用も時間がかかります。また、白黒をはっきりさせる結果となるため、戦略を立てたうえ、万全の準備で臨む必要があり、企業においては担当者を長時間拘束してしまうことにもなりかねません。有能な人材を裁判のために奪われるというのは避けたいところです。

### ADRのメリット

この点、ADRは、専門家に間に入ってもらい、話し合いにより紛争解決を目指す手続ですので、非公開で迅速に柔軟な内容の解決を目指すという

メリットがあり、企業間の取引をめぐるトラブルなどにも有用です。

なかでもお勧めは、弁護士会が主催するADRセンターです。弁護士会ADRセンターは、弁護士が仲裁人を務めます。弁護士は普段から紛争の最前線の仕事をしており、そこで培われた判断力と適正手続のマイナンドがあります。そこから導かれる「落ち着きどころ」を助言することは、「損害の公平な分担」の実現に役立ちます。

また、弁護士は、ある事件では「貸借人」が依頼者、別の事件では「賃借人」が依頼者になるというように、事件が違えばどちらの立場にも立ち得ます。そのような経験から、弁護士は、当事者との距離の取り方、説得の仕方を考え、その事件の「ストライクゾーン」を編み出しており、それがそのままADRでの話し合いによる解決に生かされるのです。

### 災害とADR

このADRという手続は、実は、災害時の紛争解決にも大変適しています。災害時には、それに起因したトラブル

が発生することも少なくありません。被災した上、ご近所や仕事先などとの間で紛争をかかえることになれば、その負担は大きく、平時以上にすみやかな解決が望まれます。こういった災害時の紛争解決においても、話し合いによる解決を目指すADRは大変有用です。2011年の東日本大震災、2014年の熊本地震、2018年の西日本豪雨災害、2019年に関東各地を襲った台風被害の際にも、多く利用されました。

### コロナ禍のトラブル解決にも

また、昨今、新型コロナウイルス禍において、契約のキャンセル料を請求したが支払ってもらえない、売上が激減して店の家賃が払えない、などのトラブルが起きています。このような紛争の解決にもADRの利用は選択肢となります。

広島弁護士会には、「はなしあいサポートセンター」というADR機関があり、最近ではZoomなどを用いたリモートでの話し合いも可能となっています（はなしあいサポートセンター：082-225-1600）。

災害や新型コロナウイルスに起因する紛争については、申立手数料が免除され、成立手数料が減額されるなど、通常の手続きよりさらに利用しやすい

制度となっています。

なお、弁護士会ADRの取り組みについては、日本弁護士連合会ADR(裁判外紛争解決機関)センターから、「ADRセンター二十年の歩み」が刊行されています。私も編集委員を務めており、平成30年豪雨災害時の災害ADRセンターに関する記事を寄稿しています。記事は、左記URLから閲覧可能ですので、ご興味のある方はぜひご覧ください。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr.html>

(本稿担当 谷脇 裕子)



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎493-7100 ☑493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上楨裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中国正薫・中江詩織

大橋真人